

令和6年度「かごしまの食」理解促進事業 業務委託に係る企画提案募集要領

1 公募の目的

若い世代を含めた幅広い県民に対する県産食材の理解を深め、農林水産物の活用促進を図るため、県内学生を対象に、県産食材の新たな活用や若い世代をターゲットにした効果的なPR方法等について、アイデアを募集し、選定されたアイデアの実践支援等を行う「かごしまおいしいものプロジェクト」に関する企画提案を募集する。

併せて、将来を担う子どもたちに農業・農村の役割、食の楽しさや大切さなどについて理解促進を図るため、食育を担う人材育成研修会の開催等に関する企画提案を募集する。

2 委託業務の内容

別添仕様書のとおり

3 業務を担当する部局の名称及び問合せ先

担当者：鹿児島県 農政部 農政課 かごしまの食輸出・ブランド戦略室
6次産業化支援係 粟田，中尾

住所：〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号

電話：099-286-3194（直通）

FAX：099-286-5587

E-mail：6jika@pref.kagoshima.lg.jp

4 応募に係る資格要件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更生手続き開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続き開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。ただし、鹿児島県が経営不振の状態を脱したと認めた場合を除く。）にない者であること。
- (3) 鹿児島県から指名停止措置を受けていない者であること。
- (4) 暴力団等を構成員に含まない、また、暴力団等と取引がないこと。
- (5) 都道府県税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (6) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。

5 企画提案の募集期間

令和6年6月13日（木）～令和6年6月27日（木）

6 企画提案書等の提出場所等

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法

持参又は郵送により提出（郵送により提出する場合は、配達を証明することができる郵便とすること）

- (3) 提出期限
令和6年6月27日（木）午後5時必着
- (4) 提出書類
ア 応募書（様式1号）
イ 企画提案書（任意様式）
ウ 費用見積書（任意様式）
エ 企画提案者の企業概要パンフレット等
オ 誓約書及び役員等名簿（様式2号）
- (5) 提出部数
4部（うち原本1部）
- (6) 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替えは認めない。
- (7) 提出書類等に用いる言語，通貨及び単位は，日本語，日本円，日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

7 企画提案書

- (1) 様式は自由とする。ただし，A4サイズ（縦横は問わない）とすること。
- (2) 企画提案書は1者につき1案に限る。
- (3) 記載内容
次のア～エに掲げる事項を含む内容とする。
 - ア 企画案
 - ① 県内学生への周知・募集に関する提案（仕様書4(1)ア関係）
 - ② プロジェクト活動について助言指導する専門家に関する提案（仕様書4(1)イ関係）
 - ③ プロジェクト活動の具体的な計画作成支援に関する提案（仕様書4(1)イ関係）
 - ④ プロジェクト活動の実践支援に関する提案（仕様書4(1)ウ関係）
 - ⑤ プロジェクト活動の成果の紹介・PRに関する提案（仕様書4(1)エ関係）
 - ⑥ チラシや広報誌，SNS等での情報発信に関する提案（仕様書4(1)オ関係）
 - ⑦ 食育講座の研修内容や講師に関する提案（仕様書4(2)関係）
 - ⑧ その他，当事業の目的を達成するために効果的な提案
 - イ 事業実施スケジュール
 - ウ 委託業務の遂行に係る実施体制
 - エ 類似業務の実績

8 費用見積書

- (1) 業務に要する経費の見積について内訳を明記すること。
- (2) (1)の見積額（消費税含む）は，次に掲げる予算額の範囲内であること。
金額 3,807千円
- (3) 正式な見積については，審査の結果を踏め，最も優れた企画を提案した応募者に改めて依頼する。

9 質問の受付及び回答

本企画提案競技に関して質問事項があるときは、質問書（様式3号）を提出し、回答を受けることができる。なお、電話、来訪等による質問は受け付けない。

- (1) 提出場所
3に同じ
- (2) 提出方法
電子メールにより提出すること。
- (3) 提出期限
令和6年6月20日（木）午後5時必着
- (4) 回答
質問書の回答は、提案書を提出した者全てに電子メールにて回答する。

10 企画提案の審査方法

別に定める審査委員により組織された企画審査委員会が、8の(1)の見積額が8の(2)の予算額以内の提案を審査する。

企画審査委員会は、提出書類を用いて、別紙に定める「審査基準」に従って審査を行い、順位を定め、推薦委員会に報告し、契約者を決定する。

11 審査結果

企画審査委員会の審査結果は、各提案者に対し、電子メール等により通知する。

なお、審査結果の内容に対する異議申立は受け付けない。

12 失格事項

- (1) 前記4の参加資格要件を満たさない者がした提案は、無効とする。
- (2) この要領に定める手続き以外の手法により、提案者が審査委員又は関係者に本企画提案競技に関する援助を直接又は間接に求めた場合、その提案者の提案は無効とする。
- (3) 提出された提案書類が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、提案は無効となることがある。
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
 - イ 作成様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合しないもの
 - ウ 記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないもの
 - エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
 - オ 虚偽の内容が記載されているもの

13 その他

(1) 契約

審査委員会から報告のあった企画提案書等の提案者が、業務遂行上、必要な実施体制を有しているか推薦委員会において審査した上で、県は提案者の代表者と業務委託契約の締結交渉を行う。原則として提案された事業内容とするが、必要に応じて県との協議により提案された企画内容の修正・変更を行い、委託契約を締結するものとする。

なお、この企画提案競技に参加した者が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。

(2) その他

ア 提案書類の作成，提案に要する経費は，全て提案者の負担とする。

イ 提案書類は，提案者に無断で使用しないが，審査作業に必要な範囲において複製を作成するものとする。

ウ 提出書類は，返却しないものとする。

エ 本業務の実施に当たっては，業務を総括する責任者を定め，企画提案書に定めることとし，特別の理由があると認められた場合を除き，変更することができないものとする。

オ 業務の全部を第三者に委任し，又は請け負わせてはならない。

また，主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し，又は請け負わせる場合は，あらかじめ県の承諾を得ること。

(様式1号)

令和 年 月 日

鹿児島県知事 塩田 康一 殿

住 所：

法人等名：

代表者名：

令和6年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託企画提案競技に係る応募書

令和6年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託企画提案競技について、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

関係書類

- 1 企画提案書（任意様式）
- 2 費用見積書（任意様式）
- 3 企業概要パンフレット等
- 4 誓約書及び役員名簿（様式第2号）

(担当者)

部署名：

氏 名：

電 話：

F A X：

E-mail：

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

なお、鹿児島県が必要な場合には、鹿児島県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が鹿児島県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

- 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - 暴力団員等（鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者
 - 暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している者
- 暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

鹿児島県知事

殿

住 所

(ふりがな)

氏 名

法人又は団体にあつては、主たる事務

所の所在地、名称及び代表者の氏名

- (注) 1 自己及び自社の役員等の名簿（裏面）を作成してください。名簿に記載されている情報は、鹿児島県が鹿児島県警察本部に照会する際に利用することがあります。
- 「役員等」とは、次に掲げる者をいいます。
 - 法人にあつては、非常勤を含む役員、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。以下ウにおいて同じ。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者
 - 法人格を有しない団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - 個人にあつては、その者、営業所等を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず個人の経営を行う役職にある者又は経営を実質的に支配している者

質問書

(令和6年度「かごしまの食」理解促進事業業務委託)

住 所：

法人等名：

担当者名：

電 話：

F A X：

E-mail：

1 質問の内容

2 質問に対する回答

【提出先】

鹿児島県農政部農政課

かごしまの食輸出・ブランド戦略室6次産業化支援係

担当：粟田，中尾

F A X：099-286-5587

E-mail：6jika@pref.kagoshima.lg.jp

令和6年度「かごしまの食」理解促進事業企画提案書 審査基準

審査項目		審査の基準・視点	配点
業務遂行能力	実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・業務遂行に必要な実施体制が具体的に示されており、業務を適切に実施するために必要な知識・経験等を有する職員等が確保されているか。 ・県との連絡調整方法は具体的かつ計画的であるか。 	20
	類似業務の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・これまで類似事業を実施した実績は十分か。 	10
企画提案内容	実施方策	<ul style="list-style-type: none"> ・本事業の趣旨や目的を十分理解し、事業実施スケジュールが妥当で、現実的かつ効果・効率的か。 	10
	内容・方法の妥当性・独創性	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に基づいた業務内容が示されているか。 ・業務の内容に応じた専門家、講師が選定されているか。 ・事業の目的に沿った魅力ある企画か。 ・仕様書に示された以外に、独自の提案がされているか。 	40
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・情勢の変化に柔軟に対応できるか。 ・全体的に事業効果が望める内容か。 	20
合計			100